

5. 「暴風警報」発令に伴う措置

(1) 授 業

- ア. 午前7時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・平常通り授業を実施する。
- イ. 午前8時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午前9時35分より授業を行う。(第1限はカット)
- ウ. 午前9時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午前10時30分より授業を行う。(第1・2限はカット)
- エ. 午前10時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午前11時25分より授業を行う。(第1・2・3限はカット)
- オ. 午前11時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午後0時55分より授業を行う。(第1・2・3・4限はカット)
- カ. 正午以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午後1時50分より授業を行う。(第1・2・3・4・5限はカット)
- キ. 正午現在「暴風警報」が発令中の場合
 - ・臨時休校とする。

(2) 考 査

- ア. 午前7時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・平常通り考査を実施する。
- イ. 午前8時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午前10時より考査を実施する。(通常より1時間ずらして実施)
- ウ. 午前9時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午前11時より考査を実施する。
 - 1限 11:00~11:50
 - 昼食 11:50~12:30
 - 2限 12:35~13:25
 - 3限 13:40~14:30
- エ. 午前10時以前に「暴風警報」が解除された場合
 - ・午後0時30分より考査を実施する。
 - 1限 12:30~13:20
 - 2限 13:35~14:25
 - 3限 14:40~15:30
- オ. 午前10時現在、「暴風警報」が発令中の場合
 - ・臨時休校とする。
 - 休校となった日の考査のみを考査最終日の翌日にずらし休校日以降は時間割日程通り

(注) ※1 「大雨洪水警報」が発令中の場合、通学途中の安全が損なわれない限り、登校すること。

※2 テレビ・ラジオ等で、大阪府教育委員会からの指示があればこれに従うこと。